

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「風害に関するシミュレーション結果の公開を求める。」(以下「本件文書」という。)について、みどり公園・水辺課(以下「実施機関」という。)が行った行政文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当とはいえず、風害のシミュレーションに係る箇所については公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和3年9月22日付けで行った本件処分を取り消し、全ての文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年7月26日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号、以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件処分を行い、令和3年9月22日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年10月14日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 実施機関は、本件文書に「共同事業体独自のノウハウが含まれ、今後の営業活動に支障をきたす。」との理由で本件処分を行っているが、平塚市議会の令和3年6月定例会第5日目に、都市整備部長が、「風につきましては、事前のシミュレーションにおいて、整備前と整備後で公園内と北側は変わらないということを認識しております。」と答弁しており、既に実施機関として正式に認証した情報であることから、公開することにより企業の競争上の地位その他正当な利益が害されるとする、条例第5条第2号の非公開情報には該当しない。

- (2) 令和2年1月に、既に運営事業者(優先交渉権者)が決定しているため、平塚市自治基本条例(平成18年条例第32号。以下「自治条例」という。)第5条により、市民、議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有するべきであり、自治条例第12条により、事業者はまちづくりに関する情報の提供に努めるべきで、本件文書は、市民が当該事業の防災面における正当性を確認するために公開すべきと考える。
- (3) 当処分において実施機関から、風害のシミュレーションについては、企業側の提案内容であり、平塚市として検証をしておらず正式に認定したものではないとして、それが、公開不可の理由との説明があった。企業側の提案を検証せずに、答弁で活用し、議会の意思決定を促したことは、自治条例違反となり不当である。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件文書は、本事業の運営事業者(優先交渉権者)公募時に提出された提案書の内容であり、提案書のレイアウト、見やすさへの工夫等は、プロポーザルにおける業者決定に多大な影響を及ぼすものであり、公開されると各企業が蓄積したノウハウが明らかとなり、企業の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるため、条例第5条第2号により公開は認められない。
- (2) 条例第5条第2号ただし書の該当性については、条例逐条解説において、「人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じており、このような危害等から市民を保護するため公開することが公益上必要な情報」とされており、当該事業においてはそのような状況にはないため、本号ただし書は適用しなかった。

6 審査会の判断

- (1) 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業について

平成28年に発表した、「平塚海岸エリア魅力アップチャレンジ」において、海岸エリアの魅力の向上を進めることとして当事業が示された。これに基づき、平成25年に廃止された龍城ヶ丘プール跡地一帯については、都市公園法に基づき、民間事業者の資金やアイデアを活用する公募設置管理制度(Park-PFI)を活用して公募を行い、令和2年1月に優先交渉権者と基本協定が決定された。一方、前後して、計画についての反対意見が地元で上がり、対話集会、署名活動が複数回行われた。その中であって、塩と風の

調査や既存樹木をさらに保全する検討等を行うこととなり、工事着手するための実施協定の締結期限が令和4年6月30日に延期され、その後再度、令和6年3月29日に延期されたことを、当審査会は確認した。

(2) プロポーザルによる業者選定について

本件文書はプロポーザルにより運営事業者(優先交渉権者)が選定された後、随意契約の方式により締結された提案書の内容である。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項では、地方公共団体が契約を締結する場合は、公正と機会均等の観点から一般競争入札の方法によることを原則とし、その他の契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないなど政令で定める場合に該当するときに限るとされており、従って、随意契約は一般競争入札による契約に比べ、より透明性が求められているといえる。

現に、平塚市契約検査課による、平塚市プロポーザル方式実施に関するガイドライン(令和3年4月、以下「ガイドライン」という。)では、「所管課は、プロポーザル方式による候補者の決定における公正性と透明性を確保するとともに、説明責任を果たすため、…提案者から提出された提案書…等について、市民に積極的に情報提供し、行政文書の公開請求がなされたときは、原則公開する義務があり…」、ただし「提案書等に含まれる個人に関する情報や法人の競争上の地位その他正当な利益を具体的に害すると認められるものについては、非公開となる場合がある」としていることを当審査会は確認した。

(3) 風害のシミュレーションについて

当審査会は、本件文書を検分し、実施機関から意見聴取をしたところ、提案書における風害のシミュレーションに係る記載は概要にとどまるとともに、実施機関はその記載の基礎となるシミュレーションの詳細に係る文書を入手していないことを確認した。

従って、本件文書の範囲は、提案書に記載された風害のシミュレーションの結果の概要にとどまると、当審査会は判断した。

(4) 条例第5条第2号の該当性について

条例第5条第2号では、「法人その他の団体…に関する情報…であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については公開しないことができると規定している。

当該事業の運営事業者(優先交渉権者)は既に決定しており、ガイドラインにおいて、当該事業の正当性を判断するうえで、積極的に市民に公開すべき情報であるとされ、他市答申でも、同様の場合、提案書を原則公開としているものがあることを当審査会は確認した。

一方、当審査会で本件文書を検分したところ、提案書のレイアウト等が法人のノウハウに該当し、保護すべき情報であるとの実施機関の主張も首肯でき、当該事業以外のプロポーザルにおいても活用できる汎用的な情報であるため、当該事業の優先交渉権者が決定された後も、引き続き保護すべき情報と認識できるものである。

しかしながら、提案書の一部の内容のみの公開であれば、ただちに上記法人のノウハウに伴う利益を損なうとまではいえない。少なくとも今回の風害シミュレーションに関する箇所に限定した公開であれば、法人の利益を害するとまではいえないと判断する。

(5) 条例第5条第2号ただし書の該当性について

実施機関が条例第5条第2号ただし書を適用しないと判断しているため、それについても触れておく。

本号ただし書では、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く」と規定されている。

実施機関は、本号の逐条解説を援用し、「人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される事態が存在しており、このような危害等から市民を保護するため公開することが公益上必要な情報」と解し、本号ただし書の適用範囲を極めて限定的に捉えている。

現実の危険の発生又は具体的な危険の予測が認められる場合に法人等の正当な利益等を害しても公開すべきであることはもちろんであるが、より抽象的な危険の予測あるいは危惧感が認められるにすぎない場合にも、法人の利益に配慮しつつ、できる限り公開することを考えるべきである。

(6) その他

審査請求人は、実施機関が、企業側の提案した風害シミュレーションについて検証せずに答弁で活用し、議会の意思決定を促しており、自治条例違反となり不当であるとしているが、そのことについては、議会運営上の問題であり、当審査会で判断すべき事項ではない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和3年10月14日		審査請求
令和3年10月19日		諮問実施機関が実施機関に弁明書の提出を依頼
令和3年11月9日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和3年11月16日		審査会が諮問書を受理
令和3年11月19日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和4年2月7日	第128回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和4年2月28日	第129回情報公開審査会	審議
令和4年3月31日	第130回情報公開審査会	審議
令和4年4月27日	第131回情報公開審査会	審議
令和4年6月1日	第132回情報公開審査会	審議
令和4年6月30日	第133回情報公開審査会	意見聴取、答申案の作成
令和4年7月27日	第134回情報公開審査会	答申